

NPO法人の定款の変更について

NPO法人が定款を変更する際は、定款で定めるところにより、社員総会の議決を経る必要があります（社員総会の議決は、社員総数の2分の1以上の出席及び出席者の4分の3以上の多数を要します）。ただし、定款に特別の定めがある場合はこの限りではありません。

定款の変更については、変更する内容により手続きが異なりますのでご注意ください。

1. 認証を受ける必要がある場合

次の①～⑩に関する定款の変更を行う際には、市長の認証を受ける必要があります。

- ① 目的
- ② 名称
- ③ その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- ④ 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- ⑤ 社員の資格の得喪に関する事項
- ⑥ 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）
- ⑦ 会議に関する事項
- ⑧ その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- ⑨ 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- ⑩ 定款の変更に関する事項

2. 届出のみが必要な場合（認証を受ける必要がない場合）

次の①～⑧に掲げる事項のみに係る変更の場合には、市長の認証は不要ですが、届出が必要となります。

- ① 事務所の所在地の変更（所轄庁の変更を伴わない場合に限る）
- ② 役員の定数の変更
- ③ 資産に関する事項の変更
- ④ 会計に関する事項の変更
- ⑤ 事業年度の変更
- ⑥ 解散に関する変更（残余財産の処分に関する事項を除く）
- ⑦ 公告の方法の変更
- ⑧ 法11条第1項各号にない事項（合併に関する事項、職員に関する事項、賛助会員、顧問等に関する事項等）

認証の要否に関わらず、登記事項に変更があった場合には、2週間以内に主たる事務所の所在地での登記が必要となります。また、登記完了後、定款の変更の登記完了提出書を土岐市に提出する必要があります。